

朝日町教育大綱

令和5年5月

山形県 朝日町

教育に関する「大綱」とは

POINT④
大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

【※文部科学省 制度改正パンフより抜粋】

朝日町教育大綱

1 朝日町教育大綱策定の趣旨

- (1) この「大綱」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、町長と教育委員会が協議し、町長が策定するものである。
- (2) 「大綱」策定にあたっては、平成30年3月に教育委員会が策定し令和5年3月に改訂した「第2次朝日町教育振興計画（見直し版）」の基本目標及び基本方針を大綱として位置づける。

2 朝日町教育大綱の計画期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とする。

3 朝日町教育の基本目標

◎基本目標【第2次朝日町教育振興計画（見直し版）】

「ふるさと朝日町を思い 自信と誇りに満ち
未来を拓く たくましい人づくり」

4 朝日町教育の基本方針と施策

- (1) 家庭・地域・学校が協働し、きらりとひかる学校・地域づくりを推進する
 - ① 朝日町コミュニティ・スクールの推進
 - ② ふるさと朝日町への愛情を育む教育の推進
 - ③ 地域の教育力を高める取組みの推進
 - ④ 保小中連携・一貫の推進と交流促進
 - ⑤ 継続した特別支援教育の充実と推進
 - ⑥ 家庭教育の充実

(2) 「いのち」を尊重し、豊かな心とたくましい体を育む

- ⑦ 「いのちの教育」の推進
- ⑧ 豊かな心を育む教育の推進
- ⑨ たくましい体を育む取組みの推進

(3) 社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を育成する

- ⑩ これからの社会を生き抜くための確かな学力の育成
- ⑪ グローバル化・情報化に対応した教育の充実
- ⑫ キャリア教育の推進
- ⑬ 教職員研修の充実

(4) 潤いのある生活を楽しむ生涯学習を推進する

- ⑭ 公民館（地区・自治）活動の一層の充実
- ⑮ 心豊かに生きるための生涯学習の充実
- ⑯ 芸術文化活動の推進
- ⑰ 郷土の宝を大切にする活動の推進
- ⑱ 団体活動への支援の充実。

(5) 心身の健康を育む生涯スポーツを推進する

- ⑲ 誰もが楽しめるスポーツの推進
- ⑳ 競技力向上の取組みの推進
- ㉑ スポーツを通じた地域活性化活動の推進

(6) 安全安心な教育環境づくりにつとめる

- ㉒ 安心して学習できる教育環境の整備
- ㉓ 信頼される学校・教育行政の推進

5 朝日町教育の基本的施策に関する主な展開

朝日町教育の基本的施策に関する主な展開については、平成29年度に教育委員会が策定（令和4年度改訂）した「第2次朝日町教育振興計画（見直し版）」の主な施策によるものとする。